

# 子どもと障害者(児)のための手当制度

子どものための手当制度や、  
障害者(児)のためのさまざまな  
手当制度をご紹介します。  
ご活用ください。



子どものための

## 手当制度

制度の必要な手続きはそれぞれ異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼子育て支援課

☎ 23局351-3  
FAX 23局354-5

### 児童手当

**対象**  
小学校修了前の児童を養育している方  
**支給月日**(申請月の翌月から支給)  
2・6・10月の7日(原則)

### 支給額(月額)

区分	支給額
0～3歳未満	10,000円
3歳以上の第1子 および第2子	5,000円
第3子以降	10,000円

※所得により支給制限がありますが、加入している年金の種類や扶養家族の数により異なります。

年1回、6月1日から30日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

### 対象

### 児童扶養手当

離婚・死亡・行方不明などで父がない家庭、または父が重度の障害(身障手帳1～2級程度)の状態にあり、18歳以下の児童を養育している方

### 支給月日

4・8・12月の25日(原則)

### 対象

### 愛知県遺児手当

離婚・死亡・行方不明などで父または母がいない家庭、父または母が重度の障害(身障手帳1～2級、療育手帳A判定)の状態にあり、18歳に達した年度の末日までの児童を養育している方

### 支給額(月額)

区分	支給額
1人につき	5,000円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月1日から31日までに所得状況届および遺児養育証明書を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

### 支給月日

4・8・12月の11日(原則)

### 対象

### 田原市遺児手当

離婚・死亡・行方不明などで父または母がいない家庭、父または母が重度の障害(身障手帳1～2級、療育手帳A判定)の状態にあり、18歳以下(18歳に達した年度の末日まで)の児童を養育している田原市に住所がある方

### 支給月日

(認定期の翌月から支給)  
4・8・12月の25日(原則)

### 区分

支給額(月額)	子ども一人につき
1～3年目	4,500円
4～5年目	2,250円
5年経過後	支給対象外

※所得により支給制限があります。

年1回、8月1日から31日までに所得状況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

支給額(月額・子ども一人につき)